

島根県報

第一、三五九号

平成十四年四月十二日

(金曜日)

告 示

目 次

- 島根県立島根女子短期大学の学則の一部改正の届出 (総務課) 一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止 (長寿社会課) 一
- 土地改良区の役員の住所の変更 (農村整備課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 () 二
- 指定漁船調書の縦覧 (漁業管理課) 二
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 二
- 県立万葉公園の区域の変更 (都市計画課) 三
- 公 告
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 () 五
- 特定調達公告
- 歴史民俗博物館建設工事基本設計業務に係る随意契約 (営繕課) 五
- の相手方等
- 雑 報
- 危険物取扱者試験の実施 (消防防災課) 六

告

示

島根県告示第四百三十五号

島根県立短期大学条例施行規則(平成五年島根県規則第二十一号)第十五条第一項の規

定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

第二十八条中「他の大学等」を「他の大学等(指定保育士養成施設を含む。以下この条及び次条において同じ。)」に改める。

附 則

- 1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この学則の改正後の島根県立島根女子短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県告示第四百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
浜野屋医院	江津市嘉久志町イ一五三四一 二	平成十三年三月二十四日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内七二一 六一三	平成十四年一月十二日

島根県告示第四百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土

地改良区から役員住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

簸川郡湖陵町土地改良区

住所を変更した役員氏名及び住所

理事の別	氏名	住所	
理事	三原 睦呂	変更前	簸川郡湖陵町大字差海一四二番地
		変更後	簸川郡湖陵町大字差海一三九番地二

島根県告示第四百三十八号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は、完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
上三所地区区画整理事業(県営地域開発関連整備事業)	平成十四年三月二十五日

島根県告示第四百三十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成十四年四月十二日

一 届出事項

島根県知事 澄田信義

1 発起人の住所及び氏名

邇摩郡仁摩町大字仁万町一四四九一五 山根 芳弘

〃 〃 大字馬路町二二二 横田 弘次

〃 〃 大字宅野町一七 紙田 幸俊

2 加入区

仁摩町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

仁摩町漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

仁摩町漁業協同組合

島根県告示第四百四十号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		道 路 間 隔		変 更 前 後		敷 地 の 幅 員		延 長		管轄する土木建築事務所の名称		備 考					
県 道		大田桜江線		邑智郡川本町大字田窪三二六番一地从先から同大字九三〇番一四地先まで		後 前		四・五〇 一五・〇〇		四・〇〇 四・五〇		メートル		メートル		川本土木建築事務所		道路改良工事 拡幅	

島根県告示第四百四十一号

県立万葉公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和四十九年島根県条例第四十五号）第十一条の二の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

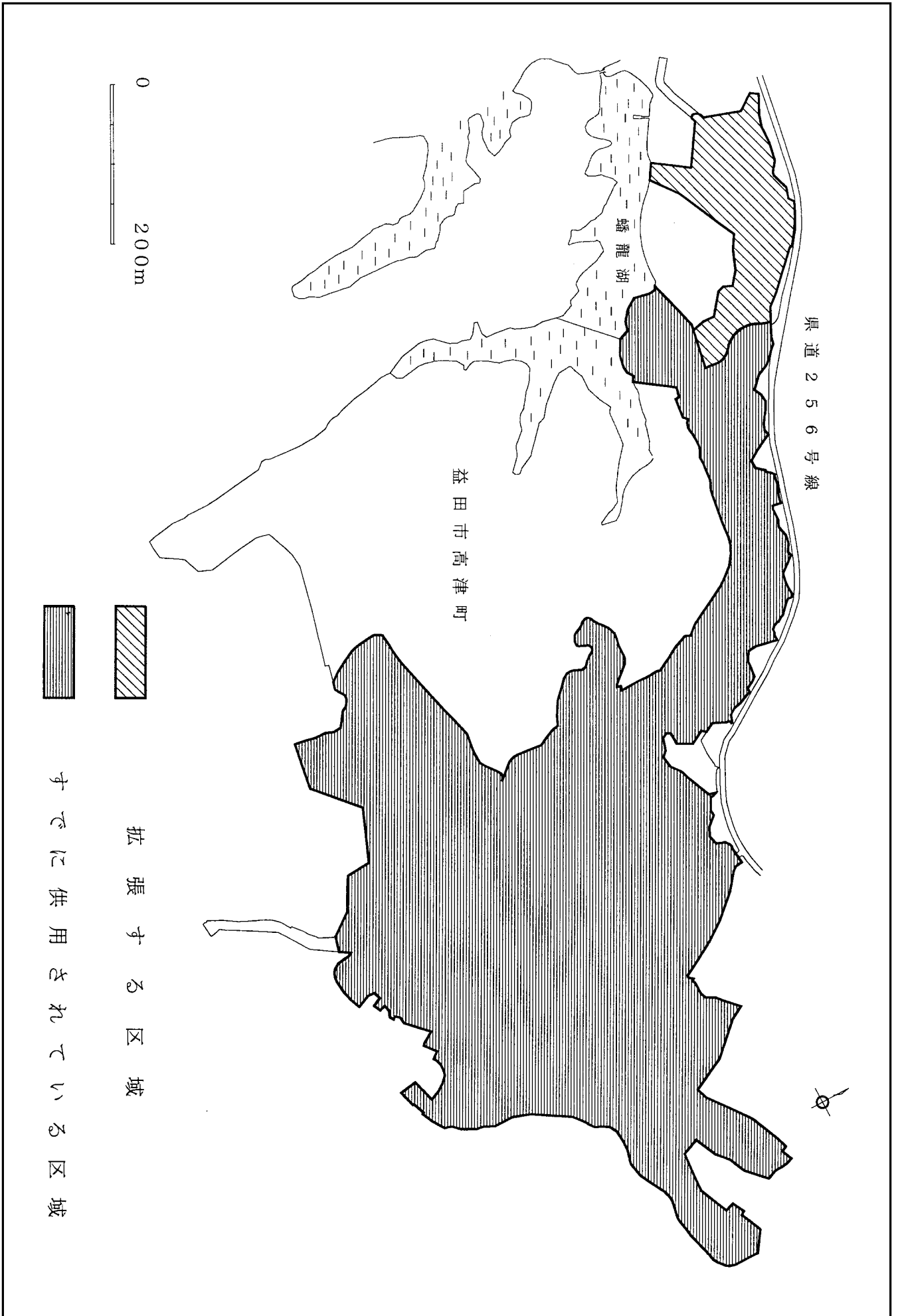
島根県知事 澄 田 信 義

一 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

二 変更に係る区域の供用開始日

平成十四年四月二十六日



公 告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 土地区画整理組合の名称

東出雲町揖屋西新西土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十三年二月十六日から平成十四年九月三十日まで

三 施行地区

八束郡東出雲町大字揖屋町の一部

四 事務所の所在地

八束郡東出雲町一一四二番地

五 設立認可の年月日

平成十三年二月十六日

六 変更認可の年月日

平成十四年四月十二日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

益田市高津四丁目イ二五三〇ノ一四九 他二十四筆

面積 八一三五・三二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市高津四丁目十五番一八号
大昇商事株式会社 代表取締役 石田毅

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続きに係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年 4 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

歴史民俗博物館建設工事基本設計業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部営繕課営繕企画係 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成14年 3 月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社榎総合計画事務所 代表取締役 榎 文彦
東京都渋谷区鉢山町13番 4 号

5 随意契約に係る契約金額

78,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第6号の規定による。

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成十四年四月十二日

財団法人消防試験研究センター理事長 大井久幸

一 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 試験の日時

平成十四年六月十六日（日）

丙種 九時三十分から

甲種・乙種十三時〇〇分から

2 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参または郵送のこと。）

2 受験願書受付期間

平成十四年四月十九日から平成十四年五月七日まで（郵送の場合は、五月七日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

3 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 五千円

乙種危険物取扱者試験 三千四百円

丙種危険物取扱者試験 二千七百円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各消防本部

（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角形二号封筒を同封すること。）

2 問い合わせ先

〒六九〇—〇八八二 松江市大輪町四二〇番一 島根県大輪町団体ビル二階

財団法人消防試験研究センター島根県支部（電話〇八五二—二七—五八一九）

平成十四年四月十二日印刷
平成十四年四月十二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）